



令和元年 6 月 2 5 日

南丹市議会 議長 様

南丹市議会 議員 塩貝 孝之



文書質問書

南丹市議会文書質問実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的内容
<p>6 月議会の一般質問答弁において、不明瞭であった以下 2 点について質問する。</p> <p>1, 参与職について</p> <p>2, 指定管理者への役員推薦について</p>	<p>1 参与職について</p> <p>a. 参与職の立場について、「市長、副市長を補佐する。」「副市長の下である。」「権限は部長より下である。」と説明され理解を求められたが、結局どの立場か理解できないので、行政組織における立場を明確にされた回答を求める。</p> <p>b. 参与職の職務内容について、「市長、副市長をサポートする。」「部署を越えた課題を処理する。」「縦の動きで動く職員ではなく、様々な調整や事業推進、課題整理をやってもらう。」と述べられ、市長公室については「市長公室はいろんな組織を、プロジェクトチームを立ち上げながら横断的に組織を動かしていく。」と答弁されている。少し違うという事であったが、組織運営を明確にするためにも参与職の事務分掌について回答を求める。</p> <p>c. 以上のことから議会の承認を得るべき人事案件であると要求したが、必要ないとの事であった。廃止した条例の名称を使うのは適切であるとは言い難く、答弁された職務内容であれば、条例制定が必要であると考え。廃止条例の名称使用根拠及び地方自治法第 1 5 8 条に照らし合わせた参与設置根拠について回答を求める。</p>

## 2 指定管理者への役員推薦について

a. 公益財団法人八木町農業公社に公文書で役員推薦名簿を提出された。同日に同一名簿が他の民間企業からも提出されている。市長はご存じ無いとの事であったが、市民に大きな疑念を抱かせるものであると考える。改めて市長印を押印した推薦状の正当性について回答を求めるとともに、副市長、担当部長が当時の理事長を訪問し、退任を迫られたと伺ったが、市長はそのことを否定されたので、行き違いによる誤解であると考え、その後の経過を伺う。

b. 本市の指定管理者である公益法人に対し、今回、本市と民間企業から同一の推薦状が出されたことについて、公益認定法5条11号（同一団体規制）に照らし合わせて適切であったか回答を求める。